

5類移行後の新型コロナワクチン接種について

別紙

令和5年度も、すべての方が自己負担なしで新型コロナワクチンを接種できます。

■初回接種※を終えている5歳以上の方※ワクチン接種の考え方は下記参照

追加接種	R5春開始 接種 (オミクロン株対応2価ワクチン)	R5秋開始 接種 (使用ワクチンは今後検討)
65歳以上の 高齢者	○	○
基礎疾患のある方	○	○
医療従事者・ 介護従事者等	○	○
上記以外の方	接種対象外	○

(5歳～11歳の方は9月末までオミクロン株対応2価ワクチンを接種可能)

■初回接種をまだ終えていない方

初回接種 (生後6か月以上)	○ (従来型ワクチン使用)
-------------------	---------------

【参考】「初回接種」と「追加接種」の考え方 (イメージ)

	初回接種	追加接種
12歳以上	<p>2回</p> <p>1回目接種 2回目接種</p> <p>3～4週間の間隔※</p> <p>※ワクチンの種類(メーカー)により異なる</p>	<p>前回接種完了から3か月以上が経過した後に接種</p> <p><現在の最大接種回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上 5回 ・18歳以上の基礎疾患がある方 . . . 5回 ・医療従事者、介護従事者等 5回 ・上記以外の方 4回
5～11歳	<p>2回</p> <p>1回目接種 2回目接種</p> <p>3週間の間隔</p>	<p>前回接種完了から3か月以上が経過した後に接種</p> <p><現在の最大接種回数></p> <p>4回</p>
生後6か月 ～4歳	<p>3回</p> <p>1回目接種 2回目接種 3回目接種</p> <p>3週間の間隔 8週間以上</p>	<p>未定</p>

注：接種回数や接種証明などワクチン接種については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う 公表方法の変更について

- これまでは、医療機関からの発生届や、フォローアップセンターへの登録状況をもとに、毎日の発生状況や入院状況等を、県ホームページ上でくわしく公表。
- 5類移行後は、発生届等による個別情報の把握ができなくなるため、他の5類感染症と同様、定点医療機関からの報告に基づき、毎週1回(水曜日)の公表となる。

現在（2類相当）

1. 毎日公表

- ・ 新規陽性者数(年代別、保健所別発生届等)、死亡者数、クラスター発生状況、入院状況
- ・ 入院状況の詳細(病院別入院者数、病床占有率)、検査実施状況

2. 毎週1回公表

- ・ 【参考値】新型コロナの発生届出件数と登録件数の合計(市町村の週別)(毎週火曜)



5類移行後

毎週水曜日公表(5月17日公表分から適用予定)

現在、毎週公表している「山形県感染症発生動向調査」(衛生研究所)について、「新型コロナウイルス感染症」の項目を追加

- 【内容】・ 定点医療機関(43か所)から報告を受けた、前週における感染者数
- ・ 公表する項目は、現在のインフルエンザ定点と同じ(年齢別)

(公表イメージ)

<定点把握感染症 報告患者数 年齢別>															
インフルエンザ/COVID-19定点	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～14歳	15～19歳	20～29歳	合計
インフルエンザ															
	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～									
新型コロナウイルス感染症															
	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～									
小児科定点	～5ヶ月	～11ヶ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10～14歳	15～19歳	20歳～	合計
RSウイルス感染症															
不明熱															

※ 県ホームページの閲覧による公表となります。

- (参考)・ 死亡者数 : 政府において人口動態統計で別途把握・公表
- ・ クラスター : 今後の政府の検討状況を踏まえ対応(現時点で未定)

感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方（案）

令和5年4月20日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

政府の基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止されることや、政府の変更方針を踏まえ、5月8日以降の日常における基本的感染対策についての考え方は以下のとおりとする。

- ① 基本的感染対策については、**主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる**ことを基本とする。
- ② 県として一律に感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むものとする。県は、政府から提供される**個人や事業者の判断に資する情報の周知**に努める。
- ③ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、引き続き**政府から提供される感染対策に関する情報に十分留意**する。

《政府の基本的感染対策に関する変更方針》

	現 在	今後（5月8日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、人と人との距離確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等	・基本的対処方針は廃止 ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・業種別ガイドラインは廃止 ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することを妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

【参考】感染対策実施にあたっての考え方（政府からの事前の情報提供）

- 基本的感染対策については、今後、政府として一律に対応を求めることはせず、政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本 医療機関や高齢者施設等への訪問時、混雑したバスや電車への乗車時等にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生、換気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避、人と人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

- 事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。
政府としては、一律に対応を求めることはせず、各事業者の判断に資するものとして、以下のものを示していく。

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	対策の効果（左欄参照）、機械設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
入り口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	
アクリル板、ビニールシートなどのパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	